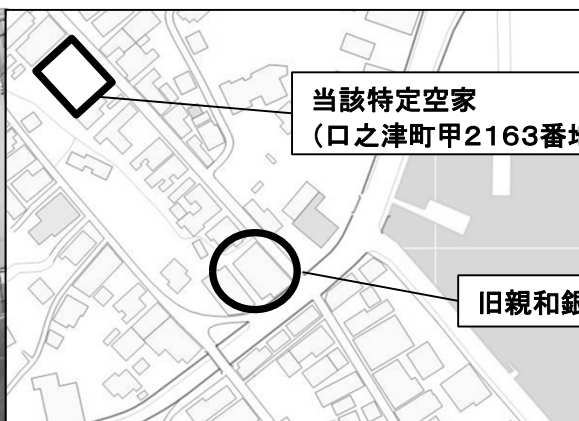


タイトル 略式代執行による特定空家等の除却実施

保安上著しく危険な状態にあり、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取る必要が認められる特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定に基づき、略式代執行による特定空家等の解体撤去などを実施します。

- 代執行宣言日 7月9日（水） 午前10時
- 代執行宣言者 都市計画課長 本多 守
- 場所 口之津町甲2163番地7付近



担当部署	建設部 都市計画課	担当者	松永 豊喜
直通	0957-73-6677	E mail	toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			